



発行 東京都

目次

26

規則

○一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一

○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一

○職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…二

○給料の切替えに伴う平成二十八年四月一日以降に支給する扶養手当に係る経過措置に関する規則……………（同）…二

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三

○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四

訓令

○職員の旅費支給規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…四

規則（教）

○東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………四

○東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………五

○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五

○学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………五

○学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

規程（水）

○東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………七

規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十六号

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十七号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）の一部を

Table listing various regulations and their page numbers, including items for Tokyo Waterworks Bureau and general regulations.

次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十九」を「十八」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和四十七年東京都規則第百六十一号)の一部を次のように改正する。

別表イの表福祉保健局の項中

障害者施策推進部居住支援課

を

障害者施策推進部施設サービス支援課

に、

東村山ナーシングホーム

1 介護老人福祉施設において、昼夜を通し、老人の生活介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師	1 介護老人ホームにおいて、昼夜を通し、老人の生活援助の業務に従事することを本務とする福祉
2 介護老人保健施設において、昼夜を通し、老人の訓練介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師	

四

を

東村山ナーシングホーム

1 介護老人福祉施設において、昼夜を通し、老人の生活介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師
2 介護老人保健施設において、昼夜を通し、老人の生活援助の業務に従事することを本務とする福祉

四

に、

し、老人の訓練介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師

中部総合精神保健福祉センター
多摩総合精神保健福祉センター

中部総合精神保健福祉センター

に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

給料の切替えに伴う平成二十八年四月一日以降に支給する扶養手当に係る経過措置に関する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十九号

給料の切替えに伴う平成二十八年四月一日以降に支給する扶養手当に係る経過措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第百二十九号。以下「改正条例」という。)附則第十一条から第十五条までの規定に基づき、平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)から平成三十年三月三十一日までの間、職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。)別表第二に掲げる公安職給料表の九級の適用を受ける職員(改正条例附則第十一条に規定する職員に限る。)に対し支給する扶養手当に係る経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。
(改正条例附則第十一条第一項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合等)

第二条 改正条例附則第十一条第一項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 切替日以降に条例第十条第三項第三号に掲げる扶養親族の区分に該当した者が、同項第一号又は第二号に掲げる扶養親族の区分に該当することとなった場合

二 切替日以降に条例第十条第四項に規定する加算を受けていない子が当該加算を受けるときとなった場合

2 改正条例附則第十一条第一項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める額は、前項に掲げる場合において、当該場合が生じなかったものとみなして算出された扶養手当の額とする。

(改正条例附則第十一条第一項ただし書に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合等)

第三条 改正条例附則第十一条第一項ただし書に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 切替日の前日において、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）に基づき人事委員会の定めるところにより隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算を受けていた場合

二 切替日以降において現に適用されている号給より下位の号給が適用された場合

2 改正条例附則第十一条第一項ただし書に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める給料月額、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に該当する場合 切替日の前日に受けていた同号に規定する加算をされる前の号給の給料月額

二 前項第二号に該当する場合 切替日の前日に受けていた給料月額（前項第一号に該当する場合においては、前号の給料月額）から当該下位の号給が適用された日の前日に受けていた給料月額と改正条例附則第八条の規定による差額に相当する額との合計額と当該下位の号給が適用された日に受けている給料月額と改正条例附則第八条の規定による差額に相当する額との合計額との差額に相当する額（前項第二号に該当する事由が複数ある場合は、それぞれの場合における差額に相当する額の合計額）を差し引いた額

(改正条例附則第十一条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める職員)

第四条 改正条例附則第十一条第二項に規定する人事委員会の承認を得て規則で定める

職員は、次に定める職員とする。

一 切替日以降に降格した職員

二 平成二十九年四月一日以降において、現に適用されている号給より上位の号給が適用される職員

(改正条例附則第十二条の規定による扶養手当の支給)

第五条 切替日以降に人事交流等による異動をした職員に支給する扶養手当の額は、改正条例附則第十一条第一項中「切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員」とあるのは「切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなり、任用の事情等を考慮して読替え前の本条の規定による扶養手当を支給される職員」と、「認定されている」とあるのは「異動があつた場合に認定があつたものとされる」と、「切替日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「切替日の前日に異動があつた場合に得られる同日における給料月額」と読み替えて同項の規定を適用して得られる額とする。

2 前項の職員については、切替日の前日に異動があつたものとみなして第三条の規定を適用する。

(育児短時間勤務等をしている職員の扶養手当の額)

第六条 改正条例附則第十三条で規定する育児短時間勤務等をしている職員の扶養手当の額は、当該職員が育児短時間勤務等をしていないとみなし、改正条例附則第十一条及び第十二条の規定を適用して算出される額とする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、切替日以降に支給する扶養手当に係る経過措置の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

●東京都規則第百号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都規則第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百一号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の八千四百四十」に、

「一万分の一万七百十六」を「一万分の一万五百八十一」に改め、同項第四号中「一万分の八千三百三十一」を「一万分の七千五百六十五」に、

「一万分の一万三千」に改め、同項第五号中「一万分の八千三百十九」を「一万分の七千七百三十五」に改め、同項第六号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千四百五十」に改め、

同項第七号中「一万分の三千八百五十四」を「一万分の三千五百六十」に改め、同項第八号中「一万分の三千九百四十八」を「一万分の三千六百四十」に、

「一万分の五千」を「一万分の四千五百」に改める。

附則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第六十二号

庁 中 一 般

支 業 所 庁

事 業 所

収用委員会事務局

労働委員会事務局

職員の旅費支給規程(昭和四十八年東京都訓令第九十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

附則第五項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

規 則 (教)

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十九」を「十八」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定	額
1 級	11,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,140円、2号給 8,217円、3号給 8,294円、4号給 8,371円、5号給 8,453円、6号給 8,541円、7号給 8,629円、8号給 8,723円、9号給 8,816円、10号給 8,915円、11号給 9,020円、12号給 9,130円、13号給 9,240円、14号給 9,350円、15号給 9,465円、16号給 9,581円、17号給 9,702円、18号給 9,834円、19号給 9,966円、20号給 10,098円、21号給 10,230円、22号給 10,290円、23号給 10,356円、24号給 10,422円、25号給 10,499円、26号給 10,576円、27号給 10,653円、28号給 10,730円、29号給 10,807円、30号給 10,879円、31号給 10,960円、32号給 11,022円、33号給 11,099円、34号給 11,176円、35号給 11,253円、36号給 11,330円、37号給 11,407円、38号給 11,484円、39号給 11,566円	
2 級	14,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 9,867円、2号給 9,982円、3号給 10,098円、4号給 10,213円、5号給 10,329円、6号給 10,450円、7号給 10,565円、8号給 10,681円、9号給 10,796円、10号給 10,912円、11号給 11,022円、12号給 11,137円、13号給 11,253円、14号給 11,368円、15号給 11,484円、16号給 11,599円、17号給 11,720円、18号給 11,841円、19号給 11,962円、20号給 12,083円、21号給 12,199円、22号給 12,320円、23号給 12,435円、24号給 12,556円、25号給 12,677円、26号給 12,798円、27号給 12,914円、28号給 13,029円、29号給 13,145円、30号給 13,260円、31号給 13,376円、32号給 13,491円、33号給 13,612円、34号給 13,733円、35号給 13,854円、36号給 13,970円、37号給 14,085円、38号給 14,201円	
3 級	14,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 13,288円、2号給 13,409円、3号給 13,530円、4号給 13,651円、5号給 13,772円、6号給 13,898円、7号給 14,025円、8号給 14,151円、9号給 14,272円、10号給 14,399円、11号給 14,525円、12号給 14,652円、13号給 14,778円	
4 級	15,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 14,580円、2号給 14,707円、3号給 14,833円、4号給 14,960円、5号給 15,086円	
5 級	15,700円	
6 級	17,300円	

別表第2（第3条関係）

職務の級	定	額
1 級	7,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 6,660円、2号給 6,723円、3号給 6,786円、4号給 6,849円、5号給 6,916円、6号給 6,988円、7号給 7,060円、8号給 7,137円、9号給 7,213円、10号給 7,294円、11号給 7,380円、12号給 7,470円、13号給 7,560円、14号給 7,650円、15号給 7,744円	
2 級	10,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,073円、2号給 8,167円、3号給 8,262円、4号給 8,356円、5号給 8,451円、6号給 8,550円、7号給 8,644円、8号給 8,739円、9号給 8,833円、10号給 8,928円、11号給 9,018円、12号給 9,112円、13号給 9,207円、14号給 9,301円、15号給 9,396円、16号給 9,490円、17号給 9,589円、18号給 9,688円、19号給 9,787円、20号給 9,886円、21号給 9,981円、22号給 10,080円、23号給 10,174円、24号給 10,273円、25号給 10,372円、26号給 10,471円、27号給 10,566円、28号給 10,660円	
3 級	11,000円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,872円、2号給 10,971円	
4 級	11,300円	
5 級	11,500円	
6 級	12,600円	

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第二号中「一万分の八千三百三十一」を「一万分の七千五百六十五」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万三千」に改め、同項第三号中「一万分の八千三百十九」を「一万分の七千七百三十五」に改め、同項第四号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千四百五十」に改め、同項第五号中「一万分の三千八百五十四」を「一万分の三千五百六十」に改め、同項第六号中「一万分の三千九百四十八」を「一万分の三千六百四十」に、「一万分の五千」を「一万分の四千五百」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管

理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「職員」を「者」に改め、同条第一項中「この規程の適用を受けない職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）又は条例に基づき定められている他の公営企業の給与に関する管理規程の適用を受ける者」に改める。

第二十四条第一項中「四号給を標準として六号給」を「人事評価の結果について別に定める付与率その他の基準により区分した評語が中位となった職員の昇給の号給数を欠勤等の特別の事情がない限り四号給とすることを標準として、零から六号給まで」に改め、同条第二項中「前二条」を「前項に定めるもののほか、第二十二條第一項、第二十三條」に改める。

第二十五条の二中「同項」を「同項本文」に改める。

第二十七条第一項中「能力認定に」を「採用試験（以下この条において採用選考を含む。）に」に改め、「能力認定と同一学歴の」及び「（以下「同等の試験の採用者」という。）を削り、同条第二項中「同時期に行う同等の試験の採用者が採用される日の属する年度」を「採用試験に合格した直後」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程第二十七条に規定する能力認定に合格している場合は、この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程第二十七条に規定する採用試験に合格したものとみなす。

●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の八千四百四十」に、「一万分の一万七百十六」を「一万分の一万五百八十一」に改め、同項第四号中「一万分の八千三百三十一」を「一万分の七千五百六十五」に、「一万分の一萬三千五百」を「一万分の一萬三千」に改め、同項第五号中「一万分の八千三百十九」を「一万分の七千七百三十五」に改め、同項第六号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千四百五十」に改め、同項第七号中「一万分の三千八百五十四」を「一万分の三千五百六十」に改め、同項第八号中「一万分の三千九百四十八」を「一万分の三千六百四十」に、「一万分の五千」を「一万分の四千五百」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十三号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「別表第一の二」の下に「(以下「等級別基準職務表」という。)を加え、「これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、「ならない」の下に「この格付けに当たっては、等級別基準職務表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」を加える。

第二十二条の見出し中「職員」を「者」に改め、同条第一項中「この規程の適用を受

けない職員」を「給与条例、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）又は条例に基づき定められている他の公営企業の給与に関する管理規程の適用を受ける者」に改める。

第二十六条第一項中「四号給を標準として六号給」を「人事評価の結果について別に定める付与率その他の基準により区分した評語が中位となつた職員の昇給の号給数を欠勤等の特別な事情がない限り四号給とすることを標準として、零から六号給まで」に改め、同条第二項中「前条及び前項」を「前項に定めるもののほか、前条及び同項」に改める。

第二十八条中「同項」を「同項本文」に改める。

第三十条の二第一項中「能力認定に」を「採用試験（以下この条において採用選考を含む。）に」に改め、「能力認定と同一学歴の」及び「（以下「同等の試験の採用者」という。）を削り、同条第二項中「同時期に行う同等の試験の採用者が、採用される日の属する年度」を「採用試験に合格した直後」に改める。
別表第一の四の表の前に次のように加える。

下水道局企業職給料表(二)級別資格基準表(技能及び業務)

別表第九の二の職の欄中「(職層名参事の職に限る。）」及び「下水道事務所副所長(職層名副参事の職に限る。）」、基幹施設再構築事務所副所長(職層名副参事の職に限る。）」、「を削り、「課長」の下に「担当課長、専門課長」を加える。

附則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第三十条の二に規定する能力認定に合格している場合は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第三十条の二に規定する採用試験に合格したものとみなす。

●東京都下水道局管理規程第二十四号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の八千四百四十」に、「一万分の一万七千十六」を「一万分の一万五百八十一」に改め、同項第三号中「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第四号中「一万分の八千三百三十一」を「一万分の七千五百六十五」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万三千」に改め、同項第五号中「一万分の八千三百三十九」を「一万分の七千七百三十五」に改め、同項第六号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の四千四百五十」に改め、同項第七号中「一万分の三千八百五十四」を「一万分の三千五百六十」に改め、同項第八号中「一万分の三千九百四十八」を「一万分の三千六百四十」に、「一万分の五千」を「一万分の四千五百」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第九号

東京都議会議政局

一般職非常勤職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

東京都議会議長 川井 しげお

第四条第一項中「職員の選考に関する規則」を「職員の試験及び選考に関する規則」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001